

事業仕分け実態把握PTによる報告結果について

平成21年12月2日

事業名	WG結論		PT結論	
(財)こども未来財団	見直しを行う (基金を国庫返納)	<ul style="list-style-type: none"> 典型的な天下り団体。財団の管理費見直し。 基金(312億円)を全額国庫にいったん返納。 補助金についても精査。 	見直しを行う(基金は期間限定の取崩型に移行)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の管理コスト(特に役員報酬)については、削減。 役員の公募により透明性を図る。 財団に対する国庫補助は廃止。 既存基金は期間限定の取崩型に移行。
障害者自立支援調査研究プロジェクト	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 過去の蓄積を利用すれば、施策に反映できる。 毎年100件、調査・研究を既に4年行っている。 不透明な形でのプロジェクト採択。 	予算の縮減 (13億円(22年度要求) →5億円)	<ul style="list-style-type: none"> 焦点を絞り、新たな「障害者総合福祉法(仮称)」の検討等の政策テーマに沿った事業を優先的採択。 外部有識者も入った審査など採択過程の透明化。 成果物の周知、手続の迅速化など改善策を講じる。
健康増進対策費(地域健康づくり推進対策費)	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 財政状況が厳しい中、整理合理化すべき。 (国の指導的役割は必要性なし、地方・各省庁との分担等) 天下りしている特定法人への補助金を支出の合理性なし。 	予算の縮減 (2億円(22年度要求) →1億円)	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員リーダー研修、推進員活動実績評価帳の交付、健康づくり支援者活動支援事業の助成は廃止。 (財)日本食生活協会の公務員OBは非常勤・無報酬。
若者自立塾(若者職業的自立支援推進事業)	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 効果の検証や実績が把握できていない。 やり方を含め、いったん廃止して徹底的に見直す。 (財)日本生産性本部に事業委託する必要性は疑問。 	制度の抜本的見直しを行う	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする人が利用しやすい制度設計を構築。 低所得者であっても支援を受けられる制度設計を構築。 (財)日本生産性本部への事業委託は廃止。
【21世紀職業財団】 両立支援レベルアップ助成金	見直しを行う	<ul style="list-style-type: none"> 財団の活用を廃止。指定法人のあり方を含め検討。 管理費の高額さは問題が大きい。 指定法人の指定を外し、一般競争入札や労働局等へ移管。 	21世紀職業財団の活用を廃止	<ul style="list-style-type: none"> 雇用問題に配慮しつつ、財団の活用を廃止。 指定法人制度を廃止。
【21世紀職業財団】 短時間労働者均等待遇推進等助成金				
シルバー人材センター援助事業	予算要求の縮減(1/3)	<ul style="list-style-type: none"> 全国シルバー人材センター事業協会の廃止検討 1/2補助が既得権益。事件費・管理費は削減。 民業圧迫の実態調査を実施すべき。 	予算の縮減 (136億円(22年度要求) →114億円)	<ul style="list-style-type: none"> 事務費負担率は、会員負担に配慮しつつ引き上げ。 センター事務局職員の人件費補助を縮減。 全国シルバー人材センター事業協会のうち、以下を廃止。 <ul style="list-style-type: none"> ① 啓発活動事業 ② 拠点職員に対する研修事業 ③ ワークプラザ奨励事業
【職業能力開発協会】 技能向上対策費補助金	予算要求の縮減(半減)	<ul style="list-style-type: none"> いつまで出し続けるのかという問題。 多くの検定職種を整理・統合。ニーズがあるものは、補助なしで実施。 全国技能士連合会への補助を廃止。 	予算の縮減 (19億円(22年度要求) →15億円)	<ul style="list-style-type: none"> 中央協会は、技能検定業務を簡素化・効率化。可能な限り人件費・事業費を縮減。 都道府県協会は、以下を補助対象から除外又は予算縮減。 <ul style="list-style-type: none"> ① 役員給廃止 ② 技能検定については検定職種、試験実施方法の効率化による補助金削減。 ③ 技能検定以外の各種講習事業等は原則廃止(人件費を含む)。 全国技能士会連合会への補助を廃止。
【職業能力開発協会】 職業能力習得支援制度実施事業	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスキャリア検定は自主的にやればよい。 YESプログラムについても、社内の昇進・昇級が目標。国の事業として行うのか。 ビジネス検定に冠を付けただけで、権威がない。 	廃止 (4億円(22年度要求) →0億円)	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスキャリア検定及びYESプログラムについては、中央職業能力開発協会への委託を廃止。

○ (財) こども未来財団

事業仕分けの判断

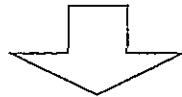
<見直しを行う（基金を国庫返納）>

【指摘のポイント】

- ・基金については、全額国庫に一旦返納。財団の管理費についてもガバナンスを効かせた上で見直し。
- ・子どもの将来や支援は重要だが基金としてやる必要はない。
- ・補助金についても精査をしてもらい、事業の必要性を国民にしっかり説明できるよう見直してほしい。
- ・典型的な天下り財団の例である。ガバナンスが効いていないこと、自前での評価委員会による評価制度でよいのかという問題があげられ、公益法人全体として見直すことが必要。

PTの評価

- ・基金の運用益及び補助事業が減少する一方で、管理費の縮小が伴わず、管理費比率が上昇している。(H20の管理費比率は25.6%、10年前の2倍以上)
- ・財団が実施している子育て支援自体は、国が支援を行えない子育て支援対策として、現在も意味がある。
- ・国が財団に補助を行い続けるよりも、財団が管理している基金を、民間のガバナンスを効かせた上で、利用者ニーズを踏まえた子育て支援対策に充当することが適当。
- ・基金の運用益は金利の低迷により近年減少。



PTとしての対応方針

<見直しを行う（基金は期間限定の取崩型に移行）>

- 法人の管理コスト（特に役員報酬）については、削減が必要。
- 役員に公務員OBが在籍しているが、役員の公募により透明性を図るよう指導。
- 財団に対する国庫補助は廃止。
- 運用型基金については、非効率となっているため、期間限定の取崩型に移行。
- 来年1月末日途に策定される予定の「子ども・子育てビジョン（仮称）」と整合性をもった形で、外部評価を得つつ、国が実施できない民間による事業を推進。

○障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

事業仕分けの判断

<廃止>

【指摘のポイント】

- ・平成18年度から累計68億円の研究費で543本もの調査の蓄積がある。この成果を利用すれば、十分に政策に反映できるはず。
- ・障害者保健福祉は大変重要だが、毎年100件、調査・研究を既に4年行っている。
- ・さらに今日まで不透明な形でのプロジェクト採択が行われてきた。

PTの評価

- ・障害者福祉の現場の実践を通じた先駆的な取組の共有化・普及を図ることは、学術的な研究では代替不可能であり、すべてなくしてしまうことは問題。
- ・過去の蓄積の活用も図ることにより、採択の絞り込みもできるはず。
- ・プロジェクトの採択過程の透明性の確保は不可欠。
- ・調査研究の成果物の周知、採択手続の迅速化、成果の発表機会の付与等の運用改善が必要。



PTとしての対応方針

<予算の縮減> 13億円(22年度要求) → 5億円

- 調査研究の焦点を絞り、新たな「障害者総合福祉法(仮称)」の検討とその実施や、障害者虐待防止等の政策テーマに沿った事業を優先的に採択。
- 全件につき外部有識者も入れて審査、現地確認、収支報告の公表などプロジェクトの採択過程を透明化。
- 調査研究の成果物のHP等を通じた周知、十分な調査期間が得られるよう採択手続の迅速化、成果の発表機会の付与などを講じ改善。

○ 健康増進対策費（地域健康づくり推進対策費）

事業仕分けの判断

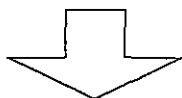
<廃止>

【指摘のポイント】

- ・財政状況が厳しい中、整理合理化すべきである。
 - ①地域で食育活動が育ってきており国がもはやこの事業で指導的役割を発揮する必要がない。
 - ②国・地方・各省で同様・同趣旨のことをやっている。
 - ③成果目標と事業の関係が不明確
- ・天下りを繰り返している特定法人のみに補助金を支出する合理性は認められない。

PTの評価

- ・食生活改善推進員は、市町村で研修を受けた方が市町村協議会に加入し、都道府県及び全国協議会に加盟することにより、国の食生活改善方針に沿って地域実情に応じた現場での取組を行っており、地方公共団体との役割分担はできている。
 - （参考）食生活改善推進員（無報酬のボランティア）…約18万人
 - 地域住民への活動…全国で延べ約303万回、延べ約1,800万人
- ・（財）日本食生活協会は、食生活の改善指導を全国各地でボランティアで行っている全国唯一の団体であり、国の食生活改善方針に対する活動への一定の助成は必要。
 - 一方、長年の事業の取組により、国が先導して助成する範囲の見直しも必要。
- ・食生活改善推進員の食生活の改善を目的とした活動実態は、長年の歴史により地域に根付いているが、他方、農林水産省の「食育推進リーダー」は、食生活改善推進員のように活動実態が全国に及んでいない。（推進員と食育推進リーダーは、ほとんど重複していない。）
- ・当該法人の役員には4名の国家公務員OBがいるが、いずれも非常勤・無報酬。



PTとしての対応方針

<予算の縮減>

2億円(22年度要求)

→

1億円

- ①既に相当の実績がある食生活改善推進員リーダー研修、②効果が明らかでない推進員活動実績評価帳（手帳）の交付、③食生活改善推進員の同様の支援事業である健康づくり支援者活動支援事業の助成は廃止。
- ただし、国の事業（食生活の改善目標値の達成）に対する協力について最低限の助成を存続。

○ 若者自立塾（若者職業的自立支援推進事業）

事業仕分けの判断

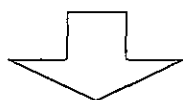
<廃止>

【指摘のポイント】

- ・事業開始から5年経過しているが、効果の検証や実績が把握できていない。やり方を含め、いったん廃止して徹底的に見直す
- ・ニート対策の重要性は共感できるが、やり方を変えるべき
- ・(財)日本生産性本部に丸投げで事業委託する必要性は疑問

PTの評価

- ・自立塾の支援対象者は、発達障がい疑われる者など他の若年者と比べ、大変な困難を抱えており、合宿型による24時間体制の見守り支援により、初めて、生活習慣の改善、就労意欲の喚起を図ることが可能となる。
- ・自殺未遂までした者が立ち直るなど、個々の利用者にとっては効果を上げており、職業訓練や基金訓練と比べてもコストパフォーマンスで劣ることはない。
- ・こうした者に対する支援を行われなければ、自らの力で生活することができなくなり、生活保護に陥る可能性が高まるなど、経済的にも将来の社会の損失となる。
- ・ただし、関連施設との連携による施設誘導、就職支援が十分でなく、ホテルコストの負担など施設利用の阻害要因もあり、施設利用者数が伸びていない。
- ・(財)日本生産性本部が担うセンター機能については、事業開始後5年が経過し、塾相互の自発的なネットワークが整いつつあることから、塾相互のネットワークの自発的な取組に任せることが可能。



PTとしての対応方針

<制度の抜本的見直し>

- 現行制度を前提とせず、抜本的に見直し。
- ただし、現場の支援についての評価・満足度は高いため、そのノウハウを引き続き生かせるよう配慮が必要。
- 地域若者サポートステーション等の関連施設との連携を強化し、支援を必要とする人が利用しやすく、就職に結びつきやすい制度設計を構築。
- 低所得者であっても、施策の対象とすることが適当な者が支援を受けられるような制度設計を構築。
- (財)日本生産性本部への事業委託は廃止。

○ 21世紀職業財団

(両立支援レベルアップ助成金、短時間労働者均等待遇推進助成金)

事業仕分けの判断

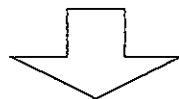
<見直しを行う>

【指摘のポイント】

- ・両事業とも21世紀職業財団の活用を廃止。指定法人のあり方について法改正を含めて対応を求めたい。
- ・実質活動に対する管理費の高額は問題が大きい。
- ・国民の目から見ると財団ありきでこの仕事が財団に流れているのではないかという疑念はぬぐえない。指定法人の指定をはずした上で、一般競争入札や、労働局、地方自治体等に移すことを考えるべき。その上でどうしても受けるところがない場合はまた考えてほしい。

PTの評価

- ・現状、財団主催セミナー等により女性労働者の雇用管理上の問題を抱える事業所を把握しているが、必ずしも財団の事業活動と一体となって運用する必要はなく、助成金業務と切り離れたとしても大きな支障は生じない。
- ・都道府県労働局においても、女性の能力発揮のための企業の積極的取組を推進するため、好事例の提供等により周知啓発を行っており、これら事業と一体となって助成金事業を実施することが効率的。
- ・ただし、雇用管理アドバイザー（企業の人事労務経験者等）による事業所に対する継続的な助言・指導に対する評価は高い。
- ・両事業における管理費比率は、平成16年度34.2%から平成20年度20.3%と改善しているものの、依然として高水準。



PTとしての対応方針

<21世紀職業財団の活用を廃止>

- 財団の職員の雇用問題に配慮した上で、助成金業務について21世紀職業財団の活用を廃止し、労働局に移管。
- 指定法人制度を廃止。

○ シルバー人材センター補助事業

事業仕分けの判断

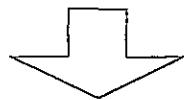
< 予算要求の縮減（1/3程度を縮減） >

【指摘のポイント】

- ・ 昭和55年度からの事業で、1/2の補助が既得権益になっている。
- ・ 民業圧迫の実態調査にぜひ取り組んでほしい。
- ・ 全国シルバー人材センター事業協会（全シ協）の廃止についても検討してほしい。
- ・ 会員の賃金の11%を収納しているセンターであればもっとコストパフォーマンスよく運営できるのではないか。
- ・ 職員にも高齢者を登用すれば、もっと減額できるのではないか。

PTの評価

- ・ 高齢者が社会の一員として働き続けることは、生きがいの充実のみならず、地域の活性化等の効果も見込まれ評価できる。
- ・ 事務費負担率は、現状7%弱であり極端な引き上げは難しいと考えられるが、受益者負担の観点から見直しを検討する必要がある。
- ・ 経済環境の悪化を受けて、発注単価の引き上げは困難。
- ・ 仕事の開拓に会員のネットワークを利用するなど、業務の実施方法を工夫することなどにより、事務局体制を縮減し、人件費の抑制が可能ではないか。
- ・ 市区町村との連携強化により、地域に根ざした事業基盤を確立し、事業の安定的な運営を確保することが必要。
- ・ 全シ協については、全国組織の連絡調整、情報収集・提供を行う事業は今後とも必要であるが、都道府県連合の事業との重複は排除すべき。また、ワークプラザ奨励事業については、支給件数が少なく、すでに役割を終えたと判断できる。
- ・ 民業圧迫の実態調査については、時間的制約もあり実施できなかった。



PTとしての対応方針

< 予算の縮減 > 136億円(22年度要求) → 114億円

- 事務費負担率について、高齢者である会員の負担に配慮しつつ、一定程度引き上げ。
- センターの規模（職員数）や業務量を勘案した上で、事務局職員に対する人件費補助を縮減。
- 市区町村と連携し、特色のある事業を企画していくべきであり、企画提案方式事業を積極的に活用することにより効率化。
- 全シ協の事業のうち、以下のものを廃止
 - ① 啓発活動事業
 - ② 拠点職員に対する研修事業
 - ③ ワークプラザ奨励事業

○ 職業能力開発協会

(技能向上対策費補助事業 (技能検定))

事業仕分けの判断

< 予算要求の縮減 (半減) >

【指摘のポイント】

- ・ 補助金ありきの試験制度では本当の試験のニーズはわからない、いつまで補助金を出し続けるのかという問題があることから、まず、予算を半額とする。
- ・ 多くの検定職種を整理・統合するとともに、ニーズがあるものはマーケットで価格が決まることから、補助なしで実施する。
- ・ 全国技能士会連合会への補助は廃止する。

PTの評価

- ・ 技能検定の職種については、受検者数が少ないものもあり、検定職種数の見直しや試験実施回数の効率化を検討することが必要である。また、試験会場が複数に渡る場合もあり、試験実施方法の効率化を検討することが必要である。
- ・ 補助金を半減した場合、現行2万円程度の受検料の大幅な引き上げ(1万円程度)につながるが、昨年800円引き上げた際には業界団体・企業から相当な反発があり、都道府県も対応に苦慮し、10県程度が引き上げできず。
- ・ 技能検定以外の業務(各種講習等)については、協会以外でも実施できるものまで実施していると考えられる。
- ・ 技能士に対する社会的認識は広まっており、現時点で国が全国技能士会連合会に補助して実施するまでの必要性はないと考えられる。



PTとしての対応方針

< 予算の縮減 > 19億円(22年度要求) → 15億円

- 中央協会においては、技能検定に関する業務を簡素化・効率化することにより、技能検定の質を確保しつつ、可能な限り人件費・事業費の縮減を図り、補助金を削減。
- 都道府県協会においては、以下のものについて、補助対象から除外又は予算を縮減。
 - ① 役員給の廃止
 - ② 技能検定については検定職種、試験実施方法の効率化による補助金の削減
 - ③ 技能検定以外の各種講習事業等に対する補助の原則廃止(当該事業分の人件費(3割程度)を含む)
- 全国技能士会連合会への補助は廃止。

○ 職業能力開発協会

(職業能力習得支援制度実施事業 (ビジネスキャリア検定、YESプログラム))

事業仕分けの判断

<廃止>

【指摘のポイント】

- ・ビジネスキャリア検定については国家資格ではなく、自主的にやっていただければよい。
- ・YESプログラムについても、社内の昇進・昇級を目標とするような事業を国の事業として行うのはいかがか。
- ・ビジネス検定に冠を付けただけで、しかも権威がないのは、検定証を申し込んでくる人間がほとんどいないことに表れている。

PTの評価

- ・ビジネスキャリア検定については、
 - ① すでに事務系職種の職務内容の体系化が定着していること
 - ② 経理・財務や企業法務等の分野については他の公的資格等が存在していること
 - ③ 事務系の職種では技能検定でも民間団体が指定試験実施機関として実施していることにより、既に国の役割として制度の基盤を整備する時期は過ぎたものと考えられる。
- ・YESプログラムについては、利用が拡大しつつあるものの、ビジネスキャリア検定と同様に、国の役割として実施する時期は過ぎたものと考えられる。



PTとしての対応方針

<廃止>

4億円(22年度要求)

→

0億円

○ビジネスキャリア検定及びYESプログラムについては、国の委託事業を廃止。